

独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。

I 用語の定義

この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和25年法律第67号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。

- (1) **非常付保率**とは、非常事由に係る付保率をいう。
- (2) **信用付保率**とは、信用事由に係る付保率をいう。
- (3) **非常事由**とは、次に掲げる事由をいう。
 - ① 貿易一般保険約款にあっては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第1号から第10号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ② 貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ③ 輸出手形保険約款にあっては、同約款第4条第1号から第4号までに掲げるてん補事由
 - ④ 前払輸入保険約款にあっては、同約款第3条第1号から第8号までに掲げるてん補事由
 - ⑤ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第3条第1号から第9号までに掲げるてん補事由
 - ⑥ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第3条第1号に掲げるてん補事由
- (4) **信用事由**とは、次に掲げる事由をいう。
 - ① 貿易一般保険約款にあっては、同約款第3条第1号のてん補危険については同約款第4条第11号から第13号までに掲げるてん補事由及び同約款第3条第2号又は第4号のてん補危険については同約款第4条第12号又は第14号に掲げるてん補事由
 - ② 貿易代金貸付保険約款にあっては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由
 - ③ 輸出手形保険約款にあっては、同約款第4条第5号に掲げるてん補事由
 - ④ 前払輸入保険約款にあっては、同約款第3条第9号又は第10号に掲げるてん補事由
 - ⑤ 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款にあっては、同約款第3条第10号又は第11号に掲げるてん補事由
 - ⑥ 海外事業資金貸付（保証債務）保険約款にあっては、同約款第3条第2号又は第3号に掲げるてん補事由
- (5) **2年未満案件**とは、輸出契約等のうち、代金等の決済が起算点から2年未満に行われるもの（10%以内の金額をリテンションとして後払いする部分のみの決済が起算点から2年以上となるものを含む。）又は貸付契約のうち、貸付金の償還が起算点から2年未満に行われるもの（複数の者が協調して貸し付ける貸付契約で被保険者の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるものを除く。）をいう。
- (6) **2年以上案件**とは、2年未満案件以外の輸出契約等又は貸付契約をいう。
- (7) **名簿規程**とは、海外商社名簿について（平成13年4月1日 01-制度-00063）をいう。
- (8) **格**とは、名簿規程第1条第1項に規定する海外商社名簿において、同項に規定する海外商社ごとに付された同条第2項第2号に規定する格付をいう。
- (9) **ILC**とは、GS格、GE格又はSA格の銀行が発行又は確認する信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものに限る。）であって、取り消すことができないものをいう。
- (10) **起算点**とは、OECD輸出信用アレンジメントに定める起算点をいう。ただし、II [9]においては、最終貸出実行日をいう。
- (11) **延払元本**とは、OECD輸出信用アレンジメントの輸出信用の元本をいう。
- (12) **非延払部分**とは、2年以上案件の代金等の額のうち、延払元本及び当該延払元本に付随する金利の額以外の部分をいう。
- (13) **設備財等特約書**とは、貿易一般保険包括保険（鉄道車両）特約書、貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（船舶）特約書、貿易一般保険包括保険（電線）特約書又は貿易一般保険包括保険（自動車）特約書をいう。
- (14) **技術提供特約書**とは、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書をいう。
- (15) **企業総合特約書**とは、貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書をいう。

- (16) 消費財特約書とは、貿易一般保険包括保険（繊維品）特約書、貿易一般保険包括保険（鋼材）特約書又は貿易一般保険包括保険（化学品）特約書をいう。
- (17) 2年未満貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書をいう。
- (18) 2年以上貸付特約書とは、貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）特約書をいう。
- (19) 個別保険とは、上記(13)から(18)までの特約書又は輸出保証保険包括保険特約書によらず保険契約を締結する場合をいう。

II 保険料率

[1] 貿易一般保険約款（以下[1]において「約款」という。）に係る保険料率

1 個別保険の場合の船前危険（約款第3条第1号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第3条第2号又は第4号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	船前危険		船後危険	
	a	b	a	b
A	0.000023	0.009	0.000149	0.003
B	0.000150	0.009	0.000765	0.003
C	0.000285	0.033	0.001515	0.010
D	0.000439	0.033	0.002283	0.010
E	0.000513	0.090	0.002910	0.030
F	0.000624	0.090	0.003431	0.030
G	0.000676	0.285	0.004515	0.093
H	0.000904	0.381	0.005987	0.124

(注) 国カテゴリーは、日本貿易保険が別に定める国カテゴリー分類によるものとし、保険契約締結日（保険価額の増加を承認したときの当該増加額に係る保険料率にあつては、当該承認日。以下この規程において同じ。）における国カテゴリーとする。（以下この規程において同じ。）

② Xは、次の期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日）とする。

(i) 船前危険の場合は、保険契約締結日から起算した輸出、販売又は賃貸の日までの期間（以下「船積前期間」という。）

(ii) 船後危険の場合は、輸出、販売若しくは賃貸の日若しくは対価の確認日（以下「輸出等の日」という。）から決済の期限までの期間（以下「船積後期間」という。）。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = 0.000138 \times X \times \text{信用付保率} \times \text{商品係数}$$

Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日）とする。

② 船後危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{信用付保率} \times \text{商品係数} \times c$$

(i) 係数a及びbは、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等		0.000684	0.000	0.2
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であつて、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	G S格、G A格、G E格、E E格又はS A格			
	E A格			
	E M格又はE F格	0.003282	0.064	0.45

(ii) Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

船積前期間（約款第3条第4号のてん補危険にあつては、保険契約締結日から起算した対価の確認日までの期間。2(2)②(iii)において同じ。）の日数×調整係数+船積後期間の日数

調整係数は、上記(i)の表のとおりとする。

(iii) cは、次のとおりとする。

(イ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ロ) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

(3) 商品係数は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3

2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち2年未満案件若しくは2年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{非常付保率} \div 0.8$$

② 船後危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

③ 係数a及びbは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	船前危険		船後危険	
	a	b	a	b
A	0.000018	0.007	0.000145	0.003
B	0.000120	0.007	0.000746	0.003
C	0.000228	0.026	0.001477	0.010
D	0.000351	0.026	0.002226	0.010
E	0.000410	0.072	0.002837	0.029
F	0.000499	0.072	0.003345	0.029
G	0.000541	0.228	0.004402	0.091
H	0.000723	0.305	0.005837	0.121

④ Xは、上記1(1)②の規定を準用する。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{基本保険料率(\%)} = 0.00011 \times X \times \text{信用付保率} \div 0.8 \times c$$

(i) Xは、船積前期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日）とする。

(ii) cは、次のとおりとする。

(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者を相手方とする輸出契約等（契約金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。

(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（契約金額が50億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等（6(4)に規定する2年未満案件をいう。以下同じ。）を除く。）の場

合は、2.0とする。

(c) その他の場合は、1.0とする。

(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0とする。

② 船後危険

基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c

(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等		0.000616	0.000	0.2
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格 (信用事由をてん補しない場合)			
	E A 格			
	E M 格又は E F 格 (契約金額が 50 億円未満の場合)	0.007090	0.139	0.45

(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。

(ii) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

		a	b	調整係数
政府開発援助契約等		0.000616	0.000	0.2
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付	G S 格、G A 格、G E 格、E E 格、S A 格又は P U 格			
	E A 格			
	E M 格又は E F 格	0.001477	0.029	0.45
	船積後期間が 180 日以内の場合	0.004928	▲0.592	
	船積後期間が 180 日を超える場合			

(注) 格付は、企業総合特約書第 1 条に規定する特約期間の開始日若しくは企業総合特約書第 2 条第 1 項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれか遅い日 (以下「開始日等」といい、開始日等において当該代金等の支払人が E C 格、P N 格、P U 格若しくは P T 格の場合又は事故管理区分 (名簿規程別表第 2 に該当する格付けをいう。) に格付けされている場合にあつては、保険契約締結日) における格付とする。

(iii) X は、次の式により算出した日数 (当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日とし、1 日未満の端数は四捨五入する。) とする。

船積前期間の日数 × 調整係数 + 船積後期間の日数

調整係数は、上記 (i) 又は (ii) の表のとおりとする。

(iv) c は、次のとおりとする。

(i) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。

(a) 保険契約締結日において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格の者 (次の (b) に定める者を除く。) を代金等の支払人とする輸出契約等 (契約金額が 500 億円を超えるものに限る。) については、その危険の程度に応じて、1.0 又は 3.0 とする。

(b) 保険契約締結日において E M 格、E F 格、P N 格、P U 格又は P T 格の者 (海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。) を代金等の支払人とする輸出契約等 (契約金額が 50 億円以上のものに限り、I L C により決済されるもの及び政府開発援助契約等 (6 (4) に規定する 2 年未満案件をいう。以下同じ。) を除く。) の場合は、2.0 とする。

ただし、この場合における上記 (i) の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又は I L C の発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。

(c) その他の場合は、1.0 とする。

(d) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合にあつては、別表第 1 のとおりとする。

(e) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方

が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記(i)の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(二) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。

(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成15年10月1日03-制度-00065)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)

(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) 1.27

4 消費財特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

① 船前危険

$$\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.3$$

(小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)

② 船後危険

$$\text{保険料率(\%)} = a \times \text{非常付保率} \div 0.3$$

③ 係数aは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
船前危険	0.0030	0.0053	0.0149	0.0176	0.0362	0.0382	0.0977	0.1306
船後危険	0.003	0.011	0.024	0.034	0.048	0.055	0.089	0.118

(2) 信用事由(船前危険)に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = 0.0025 \times \text{信用付保率} \div 0.3$$

(小数点以下第5位を四捨五入し、第4位までを有効とする。)

5 船後危険のうち、2年以上案件の延払元本及び当該延払元本に付随する金利に係る保険価額(延払元本に係るものに限る。)当たりの保険料率

(1) 個別保険又は設備財等特約書若しくは技術提供特約書に係る基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{非常付保率} \div 0.95 \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times c + 1\} \times d \times \text{商品係数}$$

① 係数a、b、c及びdは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b	c	d
A	0.050	0.175	0.00000	0.99650
B	0.100	0.350	0.00000	0.99650
C	0.225	0.350	0.00337	0.99350
D	0.392	0.400	0.00489	0.98500
E	0.585	0.500	0.01639	0.98250
F	0.780	0.800	0.03657	0.98250
G	0.950	1.200	0.05878	0.98000
H	1.120	1.800	0.08598	0.98000

② Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率適用期間年数} = \text{期間MS日から起算点までの期間} + \text{延払期間}$$

延払期間は、次の式により算出する。

$$\text{延払期間} = (\text{WAL} - 0.25) \div 0.5$$

WALとは Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAL} = \frac{\sum_{i=1}^n (\text{Ri})}{\text{Tdn}} \times \text{Tyn}$$

n	決済の回数
Ri	第i回目の決済(第i回目の決済に係る延払元本の保険価額×Tdi÷延払元本の保険価額の総額)
Tdi	起算点から第i回目の決済の期限までの日数
Tdn	起算点から最終の決済の期限までの日数
Tyn	起算点から最終の決済の期限までの年数

注1：基本保険料率の計算式中 { } 内の数値は、小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。

注2：基本保険料率の計算の各過程(期間MS日から起算点までの期間、WAL、Ri及びTynを除く。)において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びTynは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注4：期間MS日は、第1回船積日又は第1回対価確認日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。Tynについても同様とする。

注6：Riは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

③ 商品係数は、個別保険にあっては1.3、設備財等特約書又は技術提供特約書にあっては1.0とする。

(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

① 信用事由をてん補しない場合 0.9

② 代金等の支払人が所在する国の政府(財政当局に限る。)若しくは中央銀行又は一流銀行(日本貿易保険が認めた銀行に限る。)(以下②において「政府等」という。)が発行する無条件かつ取り消すことができない支払保証がない輸出契約等(政府等を代金等の支払人とするものを除く。)に係る保険契約であって、信用事由をてん補する場合 次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)

1 + パイヤーサーチャージ(下表のとおりとする。) × 信用付保率 ÷ 0.95

国カテゴリー	案件格付				
	1	2	3	4	5
A	0.62	2.05	3.48	4.92	6.35
B	0.26	0.98	1.69	2.41	3.13
C	0.08	0.45	0.82	1.18	1.55
D	0.01	0.23	0.45	0.67	0.90
E	0.01	0.12	0.27	0.42	0.57
F	0.01	0.06	0.17	0.28	0.39
G	0.01	0.03	0.12	0.21	0.29
H	0.01	0.01	0.08	0.15	0.22

③ OECD輸出信用アレンジメント第44条の規定に基づき日本以外の参加国が事前通報を行った場合であって、「オフショアエスクロウ口座」又は「国際金融機関との協調貸付」を適用する基準を満たす場合 1 - 当該通報の割引率(通報を行った国が複数ある場合は最も高い割引率)(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)

④ 外貨建特約書を付して保険契約を締結する場合(代金等がアメリカ合衆国ドルで決済される場合を除く。) 1.

⑤ 輸出契約等に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

(i) Rは、決済が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。

(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

6 個別保険の場合又は消費財特約書若しくは企業総合特約書により保険契約を締結する場合の増加費用(約款第3条第3号のてん補危険をいう。)に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = 0.018 \times a \times \text{付保率} \div 0.2$$

係数aは、下表のとおりとする。

仕向国	個別保険	消費財特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合
アメリカ合衆国、カナダ又はイラク	13.80	1.87
その他の国	4.13	0.27

7 貿易一般保険付加保険特約に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 支出費用に係る貿易一般保険の取扱について(平成13年4月1日01-制度-00043)に規定する特約(以下「支出費用特約」という。)を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

① 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合

(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

係数aは、上記1(1)①の表における船後危険の係数aとする。

(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \times \text{商品係数}$$

係数aは、下表のとおりとする。

輸出契約等の締結の相手方の保険契約締結日における格付	a
G S格、G A格、G E格、E E格又はS A格	0.000547
E A格	0.000849
E M格又はE F格	0.001805

(iii) Xは、技術提供開始の日から起算した最終の対価確認日までの日数(当該日数が30日未満の場合にあつては30日)とする。

(iv) 商品係数は、3とする。

② 約款第3条第4号のてん補危険に係る保険契約が設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合

(i) 非常事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

係数aは、上記2(1)③の表における船後危険の係数aとする。

(ii) 信用事由に係る保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = (a \times X) \times 0.5 \times \text{信用付保率} \div 0.9$$

係数 a は、下表のとおりとする。

輸出契約等の締結の相手方の保険契約締結日における格付		a
G S 格、G A 格、G E 格、E E 格又は S A 格		0.000492
E A 格		0.000764
E M 格又は E F 格	設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合	0.003899
	企業総合特約書により保険契約を締結する場合	0.000812

(iii) X は、上記①(iii)に規定する日数とする。

(2) フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042）に規定する特約（以下「フルターンキー特約」という。）を付して保険契約を締結する場合の当該特約に係る保険料率

① 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約が個別保険の場合の保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a X + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \times \text{商品係数}$$

(i) 係数 a 及び b は、上記 1 (1)①の表における船後危険の係数 a 及び b とする。

(ii) X は、期間中間日（第 1 回船積予定日から起算して輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の引渡日までの期間の中間日をいい、中間日が 2 日存在する場合は、最初の中間日をいう。）から起算した当該引渡日までの日数（当該日数が 30 日未満の場合にあっては 30 日）とする。

(iii) 商品係数は、3 とする。

② 約款第 3 条第 2 号のてん補危険に係る保険契約が設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により締結する場合の保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率}(\%) = (a X + b) \times 0.1 \times \text{非常付保率} \div 0.975$$

(i) 係数 a 及び b は、上記 2 (1)③の表における船後危険の係数 a 及び b とする。

(ii) X は、上記①(ii)に規定する日数とする。

(3) 共同保険の取扱について（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00062。以下「共同保険規程」という。）に基づき従契約者（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）を被保険者として保険契約を締結する場合の保険料率は、上記 1 から 4 まで並びに 7 (1) 及び(2)で算出した保険料率に、それぞれ船前危険にあっては 1.15、船後危険にあっては 1.35 を乗じて得た率を適用する。

8 上記 1 から 5 まで及びに規定する各係数表における国カテゴリー

(1) 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国又は当該代金等の保証国（I L C 発行国又は I L C 確認国を含む。以下同じ。）が異なるときはいずれか係数の大きい国のカテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を仕向国又は支払国とする船舶の輸出契約の船前危険に係る上記 1 (1)の基本保険料率の計算に当たっては、当該国の国カテゴリーにかかわらず、国カテゴリー A を適用する。

(2) 船後危険に係る場合は、代金等の支払国の国カテゴリーとし、代金等の支払国と当該代金等の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。ただし、便宜置籍国を支払国とする船舶の輸出契約の船後危険に係る上記 1 (1)の基本保険料率の計算に当たっては、当該国の国カテゴリーにかかわらず、国カテゴリー B を適用する。

(3) 上記(2)の規定にかかわらず、支払国以外の国の政府が出資する海外子会社を支払人とする輸出契約等において、約款第 4 条第 11 号のてん補事由をてん補する場合にあっては、当該出資国又は支払国のいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

(4) 上記(2)の規定にかかわらず、次に掲げる借款等により決済が行われる輸出契約等（当該輸出契約等の決済が L C スイッチ方式により行われるもの、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）により行われるもの又は借款等の供与機関から輸出者等への直接送金により行われるものに限る。）又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等の 2 年未満案件の船後危険の保険料率の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

イ 次の①から⑫までに掲げる借款等に係る輸出契約等又は贈与、無償供与等日本政府が支払人となる輸出契約等は、国カテゴリーAとする。

ロ 次の⑬又は⑭に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーBとする。

ハ 次の⑮に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーCとする。

ニ 次の⑯に掲げる借款に係る輸出契約等は、国カテゴリーDとする。

- ① 日本政府が行う円借款等政府開発援助
- ② 国際協力銀行に係る貸付契約
- ③ 国際復興開発銀行（IBRD）借款
- ④ 国際金融公社（IFC）借款
- ⑤ 国際開発協会（IDA）借款
- ⑥ アジア開発銀行（ADB）借款
- ⑦ 米州開発銀行（IDB）借款
- ⑧ 欧州開発基金（EDF）借款
- ⑨ 欧州復興開発銀行（EBRD）借款
- ⑩ 欧州投資銀行（EIB）借款
- ⑪ 国際農業開発基金（IFAD）借款
- ⑫ アフリカ開発銀行（AfDB）借款
- ⑬ アフリカ開発基金（AfDF）借款
- ⑭ カリブ開発銀行（CDB）借款
- ⑮ アンデス開発公社（CAF）借款
- ⑯ 中米経済統合銀行（CABEI）借款

(5) 上記(2)及び(4)の規定にかかわらず、次の国を仕向国とする輸出契約等に係る代金等のうち、当該仕向国内における輸出貨物等の引渡しを支払条件と定めているもの（当該引渡時に確認される対価を除く。）の船後危険に係る保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーとする。

- ① アフガニスタン
- ② イラク

(6) 支出費用特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

(7) フルターンキー特約に係る場合の保険料率の算出に当たっては、仕向国の国カテゴリーを適用する。

(8) 共同保険規程に基づいて保険契約を締結する場合の上記7(3)に規定する「上記1、2並びに4(1)及び(2)で算出した保険料率」の算出に当たっては、次の国カテゴリーを適用する。

- ① 船前危険に係る場合は、輸出貨物等の仕向国の国カテゴリーとし、当該仕向国、当該輸出貨物等の代金等の支払国、当該代金等の保証国、主契約（共同保険規程に定めるものをいう。以下同じ。）に基づく債務の履行の対価の支払国又は当該対価の保証国が異なるときはいずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。
- ② 船後危険に係る場合は、主契約に基づく債務の履行の対価の支払国の国カテゴリーとし、対価の支払国と当該対価の保証国が異なるときは当該保証国の国カテゴリーとする。

[2] 貿易代金貸付保険約款（以下[2]において「約款」という。）に係る保険料率

1 個別保険（2年未満案件に限る。）又は2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率

(1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 × 商品係数

① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	係数a	係数b
A	0.000149	0.003
B	0.000765	0.003
C	0.001515	0.010
D	0.002283	0.010
E	0.002910	0.030

F	0.003431	0.030
G	0.004515	0.093
H	0.005987	0.124

- ② Xは、貸付の日から償還の期限までの期間（以下1及び2において「償還期間」という。）の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日）とする。
- (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。
 基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 × 商品係数 × c
- ① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

借入人の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数
GS格、GA格、GE格、EE格又はSA格	0.000684	0.000	0.2
EA格	0.001213	0.022	0.3
EM格又はEF格	0.003282	0.064	0.45

- ② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

$$\begin{aligned} & \text{保険契約締結日から起算した貸付} \\ & \text{の日} \\ & \text{までの期間（以下「貸付前期間」という。）の日数} \\ & \times \text{調整係数} + \text{償還期間の日数} \end{aligned}$$

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

- ③ cは、次のとおりとする。
- (i) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、借入人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。
- (ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。
- (3) 商品係数は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
係数	3.2	3.2	3.1	3.1	3.0	3.0	2.6	2.3

2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率

- (1) 非常事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。
 基本保険料率(%) = (a X + b) × 非常付保率 ÷ 0.975

- ① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	係数 a	係数 b
A	0.000145	0.003
B	0.000746	0.003
C	0.001477	0.010
D	0.002226	0.010
E	0.002837	0.029
F	0.003345	0.029
G	0.004402	0.091

H	0.005837	0.121
---	----------	-------

② Xは、償還期間の日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

(2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{信用付保率} \div 0.9 \times c$$

① 係数a及びbは、下表のとおりとする。

借入人の保険契約締結日における格付	a	b	調整係数
GS格、GA格、GE格、EE格又はSA格	0.000616	0.000	0.2
EA格	0.001092	0.020	0.3
EM格又はEF格	0.007090	0.139	0.45

② Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあつては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。

$$\text{貸付前期間の日数} \times \text{調整係数} + \text{償還期間の日数}$$

調整係数は、上記①の表のとおりとする。

③ cは、次のとおりとする。

(i) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した貸付契約について、当該被保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めて保険契約を締結する場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、借入人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記①の表のEM格又はEF格の係数を適用する。

(ii) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。

3 貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に1.27を乗じて得た率を保険料率とする。

4 個別保険（2年以上案件に限る。）又は2年以上貸付特約書に係る貸付元本及び当該貸付元本に付随する金利の保険価額（貸付元本に係るものに限る。）当たりの保険料率

(1) 基本保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率(\%)} = (aX + b) \times \text{非常付保率} \div 0.95 \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times c + 1\} \times d \times \text{商品係数}$$

① 係数a、b、c及びdは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b	c	d
A	0.050	0.175	0.00000	0.99650
B	0.100	0.350	0.00000	0.99650
C	0.225	0.350	0.00337	0.99350
D	0.392	0.400	0.00489	0.98500
E	0.585	0.500	0.01639	0.98250
F	0.780	0.800	0.03657	0.98250
G	0.950	1.200	0.05878	0.98000
H	1.120	1.800	0.08598	0.98000

② Xは、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。

$$\text{基本保険料率適用期間年数} = \text{期間MS日から起算点までの期間} + \text{償還期間}$$

償還期間は、次の式により算出する。

$$\text{償還期間} = (WAL - 0.25) \div 0.5$$

WALとは Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。

$$WAL = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{Tdn} \times Tyn$$

n	償還の回数
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還に係る償還元本の保険価額×T _{d i} ÷償還元本の保険価額の総額）
T _{d i}	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数
T _{d n}	起算点から最終の償還の期限までの日数
T _{y n}	起算点から最終の償還の期限までの年数

注1：基本保険料率の計算式中 { } 内の数値は、小数点以下第6位を四捨五入し、第5位までを有効とし、商品係数を乗じる前の数値は小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。

注2：基本保険料率の計算の各過程（期間MS日から起算点までの期間、WAL、R_i及びT_{y n}を除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする。

注3：期間MS日から起算点までの期間、WAL及びT_{y n}は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注4：期間MS日は、第1回貸付日から起算して起算点までの期間の中間日をいい、中間日が2日存在する場合は、最初の中間日をいう。

注5：期間MS日から起算点までの期間は、翌年の期間MS日の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の期間MS日の応答日までの日数で年換算した数値とする。T_{y n}についても同様とする。

注6：R_iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

③ 商品係数は、個別保険にあっては1.3、2年以上貸付特約書にあっては1.0とする。

(2) 割増・割引料率は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合にあっては、上記(1)で算出した基本保険料率に①から⑤までに規定する割増・割引係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

① 信用事由をてん補しない場合（プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人が生み出す生産物を買取る者（以下①において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている貸付契約であって、当該保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、約款第3条第9号の事由としててん補する場合を除く。） 0.9

② 借入人が所在する国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）（以下②において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない貸付契約（政府等を借入人とするものを除く。）に係る保険契約であって、信用事由をてん補する場合 次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）

1 + バイヤーサーチャージ（下表のとおりとする。）×信用付保率÷0.95

国カテゴリー	案件格付				
	1	2	3	4	5
A	0.62	2.05	3.48	4.92	6.35
B	0.26	0.98	1.69	2.41	3.13
C	0.08	0.45	0.82	1.18	1.55
D	0.01	0.23	0.45	0.67	0.90
E	0.01	0.12	0.27	0.42	0.57
F	0.01	0.06	0.17	0.28	0.39
G	0.01	0.03	0.12	0.21	0.29
H	0.01	0.01	0.08	0.15	0.22

③ OECD輸出信用アレンジメント第43条の規定に基づき日本以外の参加国が事前通報を行った場合であって、「オフショアエスクロウ口座」又は「国際金融機関との協調貸付」を適用する基準を満たす場合 1 - 当該通報の割引率（通報を行った国が複数ある場合は最も高い割引率）（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）

④ 貿易代金貸付保険（外貨建対応方式）特約書を付して保険契約を締結する場合（貸付金がアメリカ合衆国ドルで償還される場合を除く。） 1.27

⑤ 貸付契約に係る保険料を2回に分割して納付する場合 次の式により算出した係数(小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。)

$$0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$$

(i) Rは、償還が行われる通貨に適用される保険契約締結日における市中貸出基準金利(Commercial Interest Reference Rate)とする。

(ii) nは、保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

5 上記1、2及び4に規定する各係数表における国カテゴリー

(1) 貸付金の償還国の国カテゴリーとし、貸付金の償還国と当該貸付金の保証国が異なるときには当該保証国の国カテゴリーとする。

(2) 上記(1)の規定にかかわらず、2年以上案件のうちプロジェクト・ファイナンス案件の場合は、貸付金の償還国と事業が行われる国が異なるときには、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

ただし、国カテゴリーが異なる二以上の国で事業が行われる場合にあつては、当該二以上の国にそれぞれ適用される係数を当該プロジェクトの設備投資の額に基づき加重平均したものと貸付金の償還国に適用される係数のいずれか大きい方を適用し、上記4(1)の基本保険料率を算出する。

(3) 上記(1)の規定にかかわらず、次に掲げる機関を借入人とする2年以上案件に係る保険料率は、次の国カテゴリーとする。

① アンデス開発公社(CAF)は、国カテゴリーCとする。

② 中米経済統合銀行(CAEBI)は、国カテゴリーDとする。

[3] 限度額設定型貿易保険約款に係る保険料率は、別表第2のとおりとする。

[4] 中小企業輸出代金保険約款に係る保険価額当たりの保険料率は、次の式により算出した率とする。

$$\text{保険料率(\%)} = (a + c) \times X + b + d$$

(1) 係数a及びbは、下表のとおりとする。

国カテゴリー	a	b
A	0.000424	0.009
B	0.002181	0.009
C	0.004317	0.029
D	0.006507	0.029
E	0.008293	0.085
F	0.009778	0.085
G	0.012867	0.266
H	0.017062	0.354

(2) 係数c及びdは、下表のとおりとする。

		c	d
政府開発援助契約等		0.001951	0.006
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であつて、代金等の支払人又はI L Cの発行銀行若しくは確認銀行の保険契約締結日における格付	G S格、G A格、G E格、E E格又はS A格		
	E A格		
		0.003458	0.080
		0.009354	0.249

(3) Xは、輸出の日から決済の期限までの期間の日数(当該日数が30日未満の場合にあつては30日)又はユーザーズ期間(輸出等の日を起算点とする期間に限る。)とする。

[5] 輸出手形保険約款に係る保険料率は、別表第3のとおりとする。ただし、非常事由に係る場合の保険料率は、同表の率に荷為替手形の支払国の下表に掲げる国別倍率を乗じて得た率とする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
国別倍率	0.4	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0

[6] 輸出保証保険約款（以下 [6] において「約款」という。）に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{保険料率(\%)} = 0.025 \times X \times \text{商品係数}$$

- (1) 係数Xは、保険期間（約款第8条第1項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第2項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が3月以内の場合は1とし、当該期間が3月を超える場合は1に3月を超える期間の3月又はその端数ごとに1を加える。
- (2) 商品係数は、輸出保証保険包括保険特約書により保険契約を締結する場合は1.0とし、個別保険の場合は3.0とする。

[7] 前払輸入保険約款に係る保険金額当たりの保険料率は、次の式により算出する。

$$\text{非常事由に係る場合の保険料率(\%)} = (0.042 + 0.034 \times X) \times \text{国別倍率}$$

$$\text{信用事由に係る場合の保険料率(\%)} = 0.180 + 0.148 \times X$$

- (1) 係数Xは、保険期間（約款第9条第1項に規定する保険責任の開始日から起算した同条第2項に規定する保険責任の終了日までの期間をいう。）が6月以内の場合は1とし、保険期間が6月を超える場合は1に6月を超える期間の6月又はその端数ごとに1を加える。
- (2) 国別倍率は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
国別倍率	0.4	1.0	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0	5.0

- (3) 上記(2)に規定する係数表における国カテゴリーは、前払輸入契約における前払金の返還国の国カテゴリーとし、当該返還国と船積国が異なるときは、同表に掲げる国別倍率のいずれか高い国の国カテゴリーとする。

[8] 海外投資（株式等）保険約款（以下別表第4において「株式約款」という。）又は海外投資（不動産等）保険約款（以下別表第4において「不動産約款」という。）に係る保険料率

- 1 基本保険料率は、保険年度（保険期間の開始日から12月ごとの期間をいう。以下 [8] において同じ。）ごとに別表第4のとおりとする。ただし、海外投資を行った国と当該海外投資に係る事業の遂行上特に重要な不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益が存在する国が異なるときには、別表第4に掲げる国カテゴリーのいずれか高い国の基本保険料率とする。

2 割増・割引料率は、次のとおりとする。

- (1) 被保険投資の相手方又は被保険者が外国政府等と当該被保険投資の相手方が行う事業その他被保険投資に関して権利・義務関係を規定する契約を締結する場合に、当該被保険投資の相手方が不動産、設備、原材料その他の物に関する権利、鉱業権、工業所有権その他の権利又は利益であって、事業の遂行上特に重要なものを外国政府等による当該契約の義務の不履行若しくはこれに反する行為によって侵害されたこととして、てん補の対象とする場合の割増保険料率は、上記1の基本保険料率に0.2%を加えた率とする。
- (2) 被保険投資の対象となる株式に質権が設定されている場合（ただし、保険金請求時までには質権を消滅させることを条件としている場合又はこれと並行して貿易代金貸付保険若しくは海外事業資金貸付保険の被保険者が当該質権の質権者である場合を除く。）の保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)が適用される場合にあっては、2(1)において計算された率）に1.1を乗じて得た率とする。
- (3) 保険期間の開始日後に送金が行われる場合の当該送金額に係る当該送金日を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率（上記2(1)又は上記2(2)が適用される場合にあっては、上記2(1)又は上記2(2)において計算された率。以下(4)において同じ。）に送金が行われた日の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。
- (4) 増資に伴う送金額について保険金額を増額する場合の当該送金額に係る保険金額の増額が承認された日又は当該送金日のいずれか遅い日（以下「承認日等」という。）を含む保険年度における保険料率は、上記1の基本保険料率に承認日等の属する月から当該保険年度末の月までの月数を12で除して得た数値（小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。）を乗じて得た率とする。

[9] 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款（以下 [9] において「貸付金約款」という。）に係る保険金額（貸付金債権等の元本に係るものに限る。以下Ⅲ [4] において同じ。）当たりの保険料率又は海外事業資金貸付（保証債務）保険約款（以下 [9] において「保証約款」という。）に係る保険金額（保証債務に係る主たる債務のうち元本に係るものに限る。以下Ⅲ [4] において同じ。）当たりの保険料率

1 基本保険料率は次の式により算出する。

$$\text{非常事由に係る基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times c \times d$$

$$\text{信用事由に係る基本保険料率(\%)} = (a X + b) \times e$$

(1) 係数 a 及び b は、下表のとおりとする。

国カテゴリー	非常事由に係る場合		信用事由に係る場合		c
	a	b	a	b	
A	0.119	0.206	0.066	0.113	1.55
B	0.171	0.295			1.38
C	0.219	0.379			1.30
D	0.274	0.473			1.24
E	0.322	0.557			1.20
F	0.370	0.641			1.17
G	0.425	0.735			1.15
H	0.473	0.819			1.13

(2) X は、基本保険料率適用期間年数とし、次の式により算出する。なお、貸付金約款に係る場合であって、貸付金債権等が公債、社債その他これらに準ずる債券のときは、購入期間及び償還期間によるものとし、保証約款に係る場合にあつては、保証債務に係る主たる債務の借入期間（主たる債務が公債、社債その他これらに準ずる債券に係る場合にあつては、購入期間）及び償還期間によるものとする。

$$\text{基本保険料率適用期間年数} = \text{貸出期間} + \text{償還期間}$$

① 貸出期間は、次の式により算出する。ただし、WAD が 0.5 未満となる場合は WAD を貸出期間とし、貸出の回数が 1 の場合は貸出期間を 0 とする。

$$\text{貸出期間} = (\text{WAD} - 0.25) \div 0.5$$

WAD とは、Weighted Average Life of The Disbursement Period のことをいい、次の式により算出する。

$$\text{WAD} = \frac{\sum_{i=1}^{n-1} (R_i)}{T d n} \times T y n$$

n	貸出の回数
R _i	第 i 回目の貸出（第 i 回目の貸出元本 × T d _i ÷ 貸出元本の総額）
T d _i	第 i 回貸出日から起算点までの日数
T d n	第 1 回貸出日から起算点までの日数
T y n	第 1 回貸出日から起算点までの年数

注 1：WAD の計算の各過程（WAD、R_i 及び T y n を除く。）において生じた数値は、小数点以下第 11 位を四捨五入し、第 10 位までを有効とする。

注 2：WAD 及び T y n は、小数点以下第 3 位を四捨五入し、第 2 位までを有効とする。

注 3：T y n は、翌年の第 1 回貸出日の応答日までを 1 年として年換算し、端数の日数については、起算点の後の最初の第 1 回貸出日の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注 4：R_i は小数点以下第 7 位を四捨五入し、第 6 位までを有効とする。

② 償還期間は、次の式により算出する。ただし、WAR が 0.5 未満となる場合は WAR を償還期間とする。

$$\text{償還期間} = (\text{WAR} - 0.25) \div 0.5$$

WAR とは、Weighted Average Life of The Repayment Period のことをいい、次の式により算出する。

$$WAR = \frac{\sum_{i=1}^n (R_i)}{T d n} \times T y n$$

n	償還の回数
R _i	第 i 回目の償還（第 i 回目の償還元本×T d i ÷ 償還元本の総額）
T d i	起算点から第 i 回目の償還の期限までの日数
T d n	起算点から最終の償還の期限までの日数
T y n	起算点から最終の償還の期限までの年数

注1：WARの計算の各過程（WAR、R_i及びT y nを除く。）において生じた数値は、小数点以下第11位を四捨五入し、第10位までを有効とする

注2：WAR及びT y nは、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。

注3：T y nは、翌年の起算点の応答日までを1年として年換算し、端数の日数については、最終償還期限の後の最初の起算点の応答日までの日数で年換算した数値とする。

注4：R_iは小数点以下第7位を四捨五入し、第6位までを有効とする。

(3) cは、プロジェクト・ファイナンス案件であり、かつ、借入人（保証約款に係る場合にあつては、保証債務に係る主たる債務者をいう。以下同じ。）が生み出す生産物を買取る者（以下(3)において「オフテイカー」という。）の借入人に対する買取代金の支払いについてオフテイカーが所在する国の政府の保証が付されている海外事業資金貸付又は保証債務の場合であつて、かつ、当該政府の保証が履行されなかったときに、信用事由としてではなく、貸付金約款第3条第9号又は保証約款第3条第1号リの事由としててん補する場合は、上記(1)の表のとおりとし、その他の場合は、1.0とする。

(4) dは、次に掲げるいずれかの外国法人がアセアン諸国又は日本政府との間で経済連携協定を締結した国若しくは当該協定の締結に向けた取組を行っている国において発行する現地通貨建て債券に係る債務を保証する場合（次に掲げる本邦法人又は本邦人が被保険者となる場合を除く。）であつて、保証約款第3条第1号イ若しくはハに規定する事由により保証債務を履行したことにより受ける損失又は同号りに規定する事由であつて当該債券の発行を行った国から送金が行われないことにより、当該債券の償還が期限までに行われないことによつて保証を履行したことにより受ける損失をてん補しない場合は、0.25とし、その他の場合は、1.0とする。

① 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の2分の1を超えて保有している外国法人

② 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数（役員会において議決権を有する者に限る。以下同じ。）の2分の1を超える役員数を占めている外国法人

③ 本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の議決権のある株式等の4分の1を超え2分の1以下を保有している場合で、次のいずれかの条件に該当している外国法人

(i) 当該外国法人の筆頭株主であること。

(ii) 本邦法人の役員若しくは職員又は本邦人が、当該外国法人の役員総数の4分の1を超える役員数を占めていること。

④ 上記①から③までに掲げるもののほか、本邦法人又は本邦人が、当該外国法人の経営を実質的に支配していると日本貿易保険が認めた外国法人

(5) eは、次のとおりとする。

① 貸付金約款に基づく保険契約であつて、海外事業資金貸付を行った国の政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）（以下(5)において「政府等」という。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がない海外事業資金貸付（政府等に直接貸し付けるもの又は政府等の債券の購入を除く。）の場合は、危険の程度に応じて下表のとおりとし、その他の場合は、1.0とする。

案件格付	案件格付	案件格付	案件格付	案件格付
1	2	3	4	5
1.0	2.0	3.3	4.7	6.0

② 保証約款に基づく保険契約にあっては、危険の程度に応じて上記①の表のとおりとする。

2 上記1に規定する係数表における国カテゴリー

(1) 貸付金約款に係る場合にあつては、海外事業資金貸付を行った国の国カテゴリーとし、海外事業資金貸付を行った国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。ただし、海外事業資金貸付を行った国又は事業を行った国と当該貸付金等の償還に対する保証を行った国が異なるときには、当該保証国の国カテゴリーとする。

(2) 保証約款に係る場合にあつては、借入人の所在する国の国カテゴリーとし、当該借入人の所在する国と事業を行った国が異なるときは、いずれか係数の大きい国の国カテゴリーとする。

3 割増料率は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合にあつては、上記1で算出した基本保険料率に、次の(1)又は(2)に規定する割増係数のうち該当するものすべてを乗じて得た率を保険料率とする。

(1) 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険外貨建対応方式特約書又は海外事業資金貸付（保証債務）保険外貨建対応方式特約書を付して保険契約を締結する場合（貸付金等又は保証債務がアメリカ合衆国ドルで償還される場合及び上記1(4)において0.25が適用される場合を除く。） 1.27

(2) 海外事業資金貸付に係る保険料を分割して納付する場合 次の式により算出した係数（小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。）

$$\frac{1}{P} + \sum_{n=1}^{P-1} \left[\frac{1}{P} \times (1+R)^n \right]$$

① Pは、分割の回数とする。

② Rは、償還が行われる通貨（保証約款に係る場合にあつては、保証債務を履行する通貨）に適用される海外事業資金貸付のための契約（保証約款に係る場合にあつては、保証契約）の締結の日における市中貸出基準金利（Commercial Interest Reference Rate）とする。

③ nは、保険契約締結日から各分割保険料の支払日までの期間が1年以内の場合は1とし、当該期間が1年を超える場合は1に1年を超える期間の1年又はその端数ごとに1を加える。

Ⅲ その他

[1] 保険料の額の計算上生ずる端数の取扱い

保険料の額及び返還保険料の額の計算において、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。ただし、保険契約について特約の締結がなされている場合にあつては、当該特約に定める算定方法によるものとする。

[2] 内容変更承認時に納付すべき保険料の額は、変更後の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額が当該変更前の内容を基礎として上記Ⅱの規定により算定した保険料の額（輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、当該変更前に納付されている保険料の額）を超えるときは、その差額とする。

[3] 上記Ⅱの規定にかかわらず、次の場合には、次の保険料等を徴収するものとする。

1 保険契約締結時の最低保険料

(1) 貿易一般保険約款に係る個別保険の保険契約にあっては、上記Ⅱ[1]の規定により算出された額が、10,000円に満たない場合の保険料の額は、10,000円とする。

(2) 限度額設定型貿易保険約款、中小企業輸出代金保険約款又は輸出手形保険約款に係る保険契約にあっては、それぞれ上記Ⅱ[3]、[4]又は[5]の規定により算出された額が、3,000円に満たない場合の保険料の額は、3,000円とする。

2 保険の申込み等の遅滞及び脱漏に係る保険料

(1) 貿易一般保険包括保険特約書（上記Ⅰ(13)から(16)までに規定するものをいう。以下(2)において同じ。）及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者若しくは輸出者等の故意若しくは過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞したとき若しくは脱漏したとき（日本貿易保険の調査、保険事故の発生等により判明したものに限る。）の当該案件に係る保険料の額は、この規程に基づき算出する保険料の額の2倍に相当する額とする。

(2) 貿易一般保険包括保険特約書及び輸出保証保険包括保険特約書において特約締結者若しくは輸出者等の故意若しくは過失により特約締結者が保険の申込み又は輸出契約等の重大な内容変更等の通知を著しく遅滞したとき若しくは脱漏したときは、当該特約締結者又は輸出者等に係る保険契約について、期間を定めてこの規程に基づく保険料の

額の2倍の範囲内において日本貿易保険が定めた数値（1を超える数値に限る。）を乗じて得た額を当該保険契約の保険料の額とすることができる。

3 延滞金の請求

日本貿易保険は、保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を納付しなかったときは、保険料及び当該保険料について日本貿易保険が指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を請求することができる。

[4] 返還保険料

保険料は、各約款及び各特約書の規定に従い返還するものとする。ただし、返還すべき保険料が精算の場合又は日本貿易保険の責めに帰する事由により保険料の過納が行われた場合を除き、次の1若しくは2に該当する場合又は3に規定する額は返還しない。

- 1 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約を除く。）、貿易代金貸付保険及び海外事業資金貸付保険にあっては、返還すべき保険料の額が100,000円未満の場合
- 2 貿易一般保険（消費財特約書に係る保険契約に限る。）、中小企業輸出代金保険、輸出手形保険、輸出保証保険、前払輸入保険及び海外投資保険にあっては、返還すべき保険料の額が30,000円未満の場合
- 3 海外事業資金貸付保険（上記1に該当する場合を除く。）にあっては、次に掲げる額

- (1) 既収保険料の額（当該返還すべき事由に係る日本貿易保険への通知の直前の保険契約において確定した保険料の額をいう。以下(2)において同じ。）が次の式により算出した額（以下3において「算出額」という。）を超え、既収保険料の額から返還すべき保険料の額を控除した額が算出額未満となる場合

$(\text{保険契約締結日における非常事由に係る保険金額} \times \text{非常事由に係る } b) + (\text{保険契約締結日における信用事由に係る保険金額} \times \text{信用事由に係る } b)$

（注）上記算式中のbは上記Ⅱ[9]1(1)に規定するものをいう。

返還すべき保険料の額のうち、当該控除した額と算出額との差額に相当する額

- (2) 既収保険料の額が算出額以下の場合

返還すべき保険料の額

[5] 適用除外

各約款に規定する「重大な内容変更等」以外の変更について当該変更の通知が行われない場合は、当該変更に係る保険料の徴収又は返還は行わない。

[6] 訂正内容変更における差額保険料の徴収又は返還

設備財等特約書、消費財特約書又は企業総合特約書に係る保険契約の訂正内容変更における保険料は、訂正前の保険料の額と訂正後の保険料の額との差額が1,000円未満の場合は、当該差額の徴収又は返還は行わないものとする。

[7] 外部機関を利用して調査・検討を行う場合の費用負担

日本貿易保険が、貿易保険の保険契約の締結に際して、外部の機関を利用して環境配慮その他の調査・検討を行う場合、当該保険契約の締結を求める者に対して、当該調査・検討に要する費用の負担を求めることができるものとする。

[8] 日本貿易保険の職員等がプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合の費用負担

プロジェクト・ファイナンス案件又はコーポレート・ファイナンス案件（政府（財政当局に限る。）若しくは中央銀行又は一流銀行（日本貿易保険が認めた銀行に限る。）が発行する無条件かつ取り消すことができない償還保証がないものに限る。）に係る保険契約締結の内諾を申請する者の要請に応じて、日本貿易保険の職員又は日本貿易保険が委託する弁護士その他の者が外国において、事業内容及びファイナンス・スキーム等についてプロジェクトの関係者等と協議・検討を行う場合、日本貿易保険は当該内諾を申請する者に対して、当該協議・検討に要する交通費、宿泊費、通信費、旅行雑費及び弁護士報酬等の費用の負担を求めることができるものとする。

[9] 保険料率（基本保険料率を含む。）は、特に定める場合を除き、小数点以下第4位を四捨五入し第3位までを有効とする。

附 則（平成16年7月2日）

- 1 この規程は、平成16年10月1日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成17年9月30日までの間に限って、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年4月1日01-制度-00059。以下「旧規程」という。）を適用するものとする。

- (1) 平成16年9月30日までに内諾を取得している案件

- (2) 平成16年7月31日までに輸出契約等を締結済であるにもかかわらず、輸出契約等の発効日が到来しない（船舶輸出組合の案件で、建造許可前の案件を含む。）ために、10月1日以降の保険申込みとなる案件
- (3) 旧規程によって商談進行中である案件であって、旧規程による保険契約を希望する案件（契約金額が10億円以上の案件であって、平成16年7月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）
- 2 平成16年9月30日までに保険申込書を受理した案件にあつては、Ⅱ〔2〕の規定を除き、当分の間、旧規程を適用する。

附 則（平成16年7月16日）

この改正は、平成16年10月1日から実施する。

附 則（平成17年3月16日）

- 1 この改正は、平成17年4月1日から実施する。ただし、Ⅱ〔4〕の規定並びにⅢ〔3〕1(2)、〔4〕及び〔9〕中、中小企業輸出代金保険に係る規定は、平成17年4月1日以降、中小企業輸出代金保険約款の施行日から実施する。
- 2 貿易保険の保険料率等に関する規程（平成13年4月1日01-制度—00059。以下「旧規程」という。）を適用する案件にあつては、旧規程の別表第20中、貿易一般保険（短期）欄中の国カテゴリーAに係る国倍率の0.4を0.2として適用する。

附 則（平成17年4月4日）

この改正は、平成17年4月14日から実施するものとする。

附 則（平成17年4月18日）

この改正は、平成17年4月28日から実施するものとする。

附 則（平成17年7月13日）

この改正は、平成17年10月1日以降、保険申込書を受理した案件より適用する。ただし、次の案件については、平成18年9月30日までに保険契約を締結する場合に限り、改正前の規定を適用するものとする。

(1) 平成17年9月30日までに内諾を取得している案件

(2) 改正の日において商談進行中である案件であつて、改正前の規定によって保険契約の締結を希望する案件（平成17年8月31日までに日本貿易保険に事前登録されているものに限る。）

附 則（平成17年9月16日）

この改正は、平成17年10月1日から実施するものとする。

附 則（平成18年3月22日）

この改正は、平成18年4月1日から実施するものとする。

附 則（平成 年 月 日）

- 1 この改正は、平成19年4月1日以降、保険契約申込書を受理した案件より適用する。
- 2 平成17年12月31日以前から継続して企業総合特約書を締結している者であつて、平成17年度及び平成18年度の2年度間の損害率（平成17年4月2日以降に企業総合特約書を締結した者にあつては、別表第1第2号(2)①中「企業総合特約書更新時の直近2年間」とあるのは「企業総合特約書締結時から平成18年3月31日までの間」と読み替えて算定したもの）が20%未満のものに係る平成19年度における保険成績調整係数は、別表第1第2号(1)の規定にかかわらず、0.70とする。
- 3 平成16年4月1日以降継続して設備財等特約書の対象であつた者が平成19年度中に新たに企業総合特約書を締結した場合の保険成績調整係数の算定については、これらの者が次表に定める日から平成19年3月31日までの間に設備財等特約書に基づいて締結した保険契約は短期総合保険特約書又は企業総合特約書に基づいて締結されたものとみなして関係規定を適用する。

①平成14年4月1日以前から継続して設備財等特約書の対象であつた者	平成14年4月1日
②平成15年4月1日以降継続して設備財等特約書の対象であつた者（①に該当する者を除く。）	平成15年4月1日
③平成16年4月1日以降継続して設備財等特約書の対象であつた者（①又は②に該当する者を除く。）	平成16年4月1日

- 4 前項の者が企業総合特約書を更新する場合における平成20年度の保険成績調整係数の算定については、別表第1第2号(2)中「企業総合特約書に基づいて締結された保険契約」とあるのは「設備財等特約書又は企業総合特約書に基づいて締結された保険契約」と読み替えるものとする。

別表第1

企業総合特約書に基づく信用事由に係る係数cは、企業総合特約書の締結時又は更新時ごとに次の各号に規定する係数を乗じて得た数値とし、当該特約書の適用される期間中適用する。

- 1 信用事由に係る保険金支払限度額に関する割増係数は、上記Ⅱ[1]1(1)③(iii)(イ)の(a)に該当する輸出契約等にあつては、1.0とし、同規定(b)に該当する輸出契約等にあつては、次のとおりとする。

- (1) 企業総合保険特約書第5条第2号に規定する信用事由に係る保険金支払限度額（以下「支払限度額」という。）をEM格又はEF格の者について設定した場合であつて、当該支払限度額が運用規程第53条第2項に規定する暫定限度額に1.1を乗じて得た額を超える場合は、次の式により算定した係数

$$(\text{支払限度額} \div \text{暫定限度額} - 1) \times 0.1 + 1$$

注：()内の数値は、小数点以下第2位を切り上げ第1位までを有効とする。

- (2) 運用規程第53条第4項各号のいずれかに該当する場合に支払限度額を設定するときには2.8。ただし、企業総合特約書第2条第1項の規定により、新たに登録される輸出契約等の相手方（企業総合特約書第2条第2項の規定により登録を削除して2年を経過していないものを除く。）を除く。
- (3) 上記(1)及び(2)以外の場合は1.0。
- 2 信用事由に係る損害率に関する割増・割引係数（以下「保険成績調整係数」という。）は、企業総合特約書の締結者ごと又は企業総合特約書附帯別表第1第2号に定める部門ごとに、次のとおりとする。

- (1) 企業総合特約書の更新前に適用された保険成績調整係数を「基礎調整係数」とし、企業総合特約書更新時に次の(2)に従って算出した損害率に該当する次の表の右欄に掲げる保険成績調整係数を「暫定調整係数」として、基礎調整係数と暫定調整係数がかい離している場合は、次の表において基礎調整係数を暫定調整係数の方向に①又は②に規定する段階分移動した段階の右欄の係数を保険成績調整係数とする。ただし、企業総合特約書の締結時においては1.0とする。

- ① 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において3段階以下の場合には、1段階
② 基礎調整係数と暫定調整係数のかい離が次の表において4段階以上の場合には、2段階

損害率	保険成績調整係数	損害率	保険成績調整係数
20%未満	0.70	103%以上110%未満	1.06
20%以上 40%未満	0.76	110%以上120%未満	1.12
40%以上 60%未満	0.82	120%以上 140%未満	1.24
60%以上 80%未満	0.88	140%以上 160%未満	1.36
80%以上 98%未満	0.94	160%以上 180%未満	1.48
98%以上 103%未満	1.00	180%以上 200%未満	1.60
		200%以上	1.60以上

- (2) 損害率は、企業総合特約書に基づいて締結された保険契約の船後危険の信用事由により受ける損失に係るものを対象とし、次の算式により算定する。（小数点以下第3位を四捨五入）

$$\text{損害率} (\%) = \frac{\text{保険金支払額} + \text{期末未払保険金} - \text{期首未払保険金} - \text{一回収金}}{\Sigma (\text{既収した保険料の額} \div \text{保険成績調整係数})} \times 100$$

- ① 保険金支払額は、企業総合特約書更新時の直近2年間（以下「対象期間」という。）に支払われた保険金の額の合計とする。
- ② 期首未払保険金及び期末未払保険金は、それぞれ対象期間の期首又は期末において、保険金請求に係る保険金が未払となっている額とする。

- ③ 回収金は、対象期間の回収金納付通知書に基づく納付額とする。
 ④ 保険成績調整係数は、徴収した保険料を算出した際に適用されていた当該係数とする。

別表第2

限度額設定型貿易保険

(保険金支払限度額当たりの保険料率)

保険契約締結日における輸出契約等の相手方の格付	国カテゴリー別保険料率 (年率)						
	A	B	C	D	E	F	G
GS格、GA格、GE格 又はEE格	0.714%	1.144%	1.745%	2.278%	2.904%	3.271%	4.673%
EA格	1.241%	1.672%	2.273%	2.805%	3.433%	3.799%	5.200%
EM格又はEF格	3.337%	3.767%	4.369%	4.902%	5.528%	5.895%	7.296%

(注) 国カテゴリーは、輸出契約等の相手方が所在する国の国カテゴリーとする。

別表第3

輸出手形保険

(保険金額当たりの保険料率)

手形の買取日から起算して手形の満期日までの期間	非常事由に係る場合	信用事由に係る場合	
		一覧後定期払の荷為替手形のうち引受があったときに付属貨物を引き渡すもの(以下「D/A手形」という。)	支払があったときに付属貨物を引き渡すもの(以下「D/P手形」という。)
10日以内のもの	0.220%	0.244%	D/A手形料率に0.132を乗じて得た料率
10日を超え20日以内のもの	0.241%	0.268%	
20日を超え30日以内のもの	0.262%	0.292%	
30日を超え40日以内のもの	0.292%	0.324%	
40日を超え50日以内のもの	0.322%	0.356%	
50日を超え60日以内のもの	0.352%	0.388%	
60日を超え90日以内のもの	0.443%	0.488%	
90日を超え120日以内のもの	0.533%	0.588%	
120日を超え150日以内のもの	0.623%	0.688%	
150日を超え180日以内のもの	0.713%	0.788%	
180日を超え210日以内のもの	1.220%	1.348%	
210日を超え240日以内のもの	1.727%	1.908%	
240日を超え270日以内のもの	2.234%	2.468%	
270日を超え300日以内のもの	2.742%	3.028%	
300日を超え330日以内のもの	3.249%	3.588%	
330日を超え360日以内のもの	3.756%	4.148%	
360日を超え390日以内のもの	4.032%	4.456%	
390日を超え420日以内のもの	4.302%	4.756%	
420日を超え450日以内のもの	4.572%	5.056%	
450日を超え480日以内のもの	4.843%	5.356%	
480日を超え510日以内のもの	5.113%	5.656%	
510日を超え540日以内のもの	5.383%	5.956%	

540 日を超え 570 日以内のもの	5.654%	6.256%	
570 日を超え 600 日以内のもの	5.924%	6.556%	
600 日を超え 630 日以内のもの	6.194%	6.856%	
630 日を超え 660 日以内のもの	6.464%	7.156%	
660 日を超え 690 日以内のもの	6.735%	7.456%	
690 日を超え 720 日以内のもの	7.005%	7.756%	

ただし、

- ① D/A手形及びD/P手形に係る保険料率は、それぞれ一覧後満期までの期間に10日を加えた期間を「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」とした場合の保険料率とする。
- ② 一覧払の荷為替手形に係る保険料率は、「手形の買取日から起算して手形の満期までの期間」が20日の場合の「非常事由に係る場合」及び「信用事由に係る場合」のD/P手形の保険料率とする。
- ③ ILC付きD/A手形の場合の「信用事由に係る場合」の保険料率は、D/P手形の保険料率とする。

別表第4

海外投資保険

基本保険料率（年率）は、次のとおりとする。

（保険金額当たりの基本保険料率）

国カテゴリー	A	B	C	D	E	F	G	H
非償還型	0.249%	0.310%	0.370%	0.430%	0.520%	0.602%	0.679%	0.882%
混合型	0.289%	0.358%	0.412%	0.490%	0.588%	0.828%	0.941%	1.210%
償還型	0.360%	0.420%	0.498%	0.600%	0.720%	0.828%	0.942%	1.212%

- （注） 1 非償還型とは、株式約款のうち元本のみを対象とする保険契約又は不動産約款による保険契約をいう。
 2 混合型とは、株式約款のうち元本及び配当金等を対象とする保険契約をいう。
 3 償還型とは、株式約款のうち配当金等のみを対象とする保険契約をいう。

